

公共事業における景観アセスメント(景観評価) システムの概要

平成15年7月 美しい国づくり政策大綱公布

15の具体的施策の中に「公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立」位置づけ

平成16年6月 景観法成立

国会附帯決議に「景観アセスメントシステムの早期確立」言及



平成16年6月 「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)」通知



- ◆ 平成16年度～18年度に全国44直轄事業を対象に試行
- ◆ 平成18年度末に各局の景観ガイドラインが出揃う

3箇年の試行結果における成果ならびに各局の景観ガイドライン出揃いを踏まえた本格運用のために「基本方針(案)」の見直しが必要



平成19年3月 「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」通知

適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定める



- ◆ 平成19年4月から本格運用

平成21年4月 関係法令施行等に伴う改定

- 1) 重点検討事業の対象区域に「歴史まちづくり法」に基づく認定歴史的風致維持向上計画の「重点区域」を追加
- 2) 事後評価に対する事前の方針検討を追加
- 3) 「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.6)」の廃止、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(H20.4)」の策定に伴う改定

美しい国づくり政策大綱（平成15年7月）
<15の具体的施策>

② 公共事業における景観アセスメント
 （景観評価）システムの確立

③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定

④ 景観に関する基本法制の制定

法的根拠

景観法

（平成16年6月公布，平成17年6月全面施行）

合わせて、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律
 の整備、都市緑地保全会等の一部改正を実施

景観重要公共施設の指定

技術指針

- ・官庁営繕事業における景観形成ガイドライン（平成16年5月）
- ・航路標識整備事業景観形成ガイドライン（平成17年3月）
- ・港湾景観形成ガイドライン（平成17年3月）
- ・住宅・建築物等整備事業に係る景観ガイドライン（平成17年3月）
- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）（平成17年3月）
- ・道路デザイン指針（案）（平成17年4月）
- ・海岸景観形成ガイドライン（平成18年1月）
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（平成18年10月）
- ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン（平成19年2月）

手続き・体制

国土交通省所管公共事業における
 景観検討の基本方針（案）

（平成19年4月，大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長通知）

重点検討事業の該当要件

a)優れた景観を有する地域で行う事業の対象地域・地区等の1つ
 として、景観法に基づく景観地区等を指定

根拠法等	対象地区等
景観法	・景観計画区域（景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合） ・景観地区 ・準景観地区 ・地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る） （上記は指定が予定・準備されている場合を含む）

第1章 目的

国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民
その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めるものである。

第2章 定義

「景観検討」「景観検討区分」「整備局等」「企画部」「事務所等」「景観施策アドバイザー」「事業景観アドバイザー」「景観ガイド
ライン等」の用語の定義

第3章 基本方針(案)の位置づけ 国土交通省が所管する公共事業における景観検討の基本的な枠組みを示すものである。

第4章 対象とする事業と検討実施主体

4-1 対象事業と景観検討区分 重点検討事業、一般検討事業、検討対象外事業の3種類とする。

4-2 実施主体 対象事業を所管する事務所等とする。

4-3 実施単位 事業採択を行う事業単位を基本とする。

第5章 重点検討事業の景観検討 構想段階から施工段階、維持・管理段階、事業完了後の事後評価について記述。

第6章 一般検討事業の景観検討 構想段階から施工段階、維持・管理段階、事業完了後の事後評価について記述。

第7章 整備局等における体制整備 学識経験者等の知見の活用、企画部の役割について記述。

第8章 既存制度との整合

「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」等住民参加手続きにおける景観の取り扱い、既存の景観検討
の仕組みの取り扱い、景観法・景観条例等との整合、環境影響評価(選定項目:景観)との関係について記述。

第9章 景観検討に係る取組みの見直し

第10章 適用

1. 景観検討の実施主体と実施時期

目的

- ▶ 国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ**地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取**しつつ事業を実施するための**手順と体制**を定める

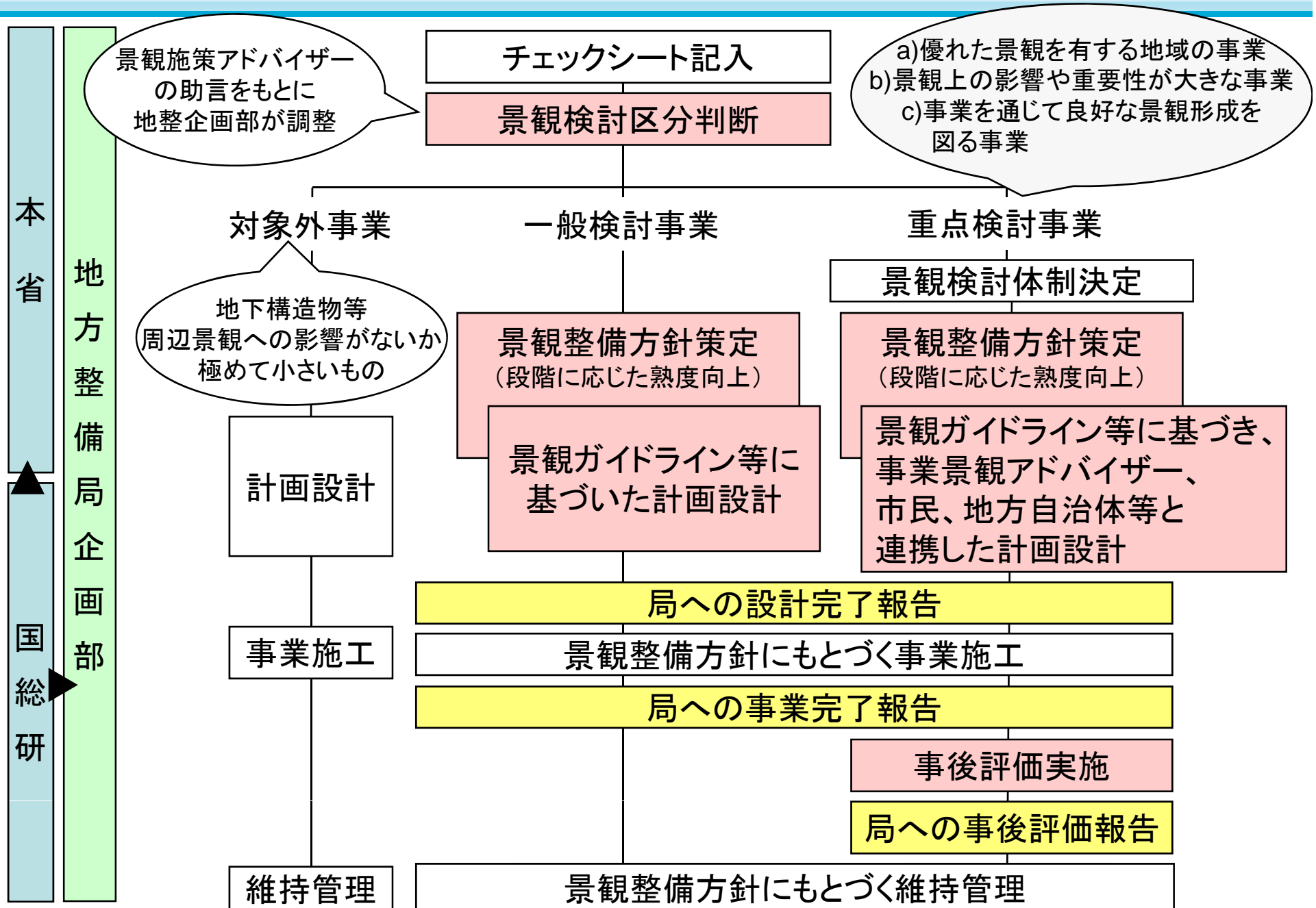
実施主体

- ▶ 対象事業を所管する事務所等が実施

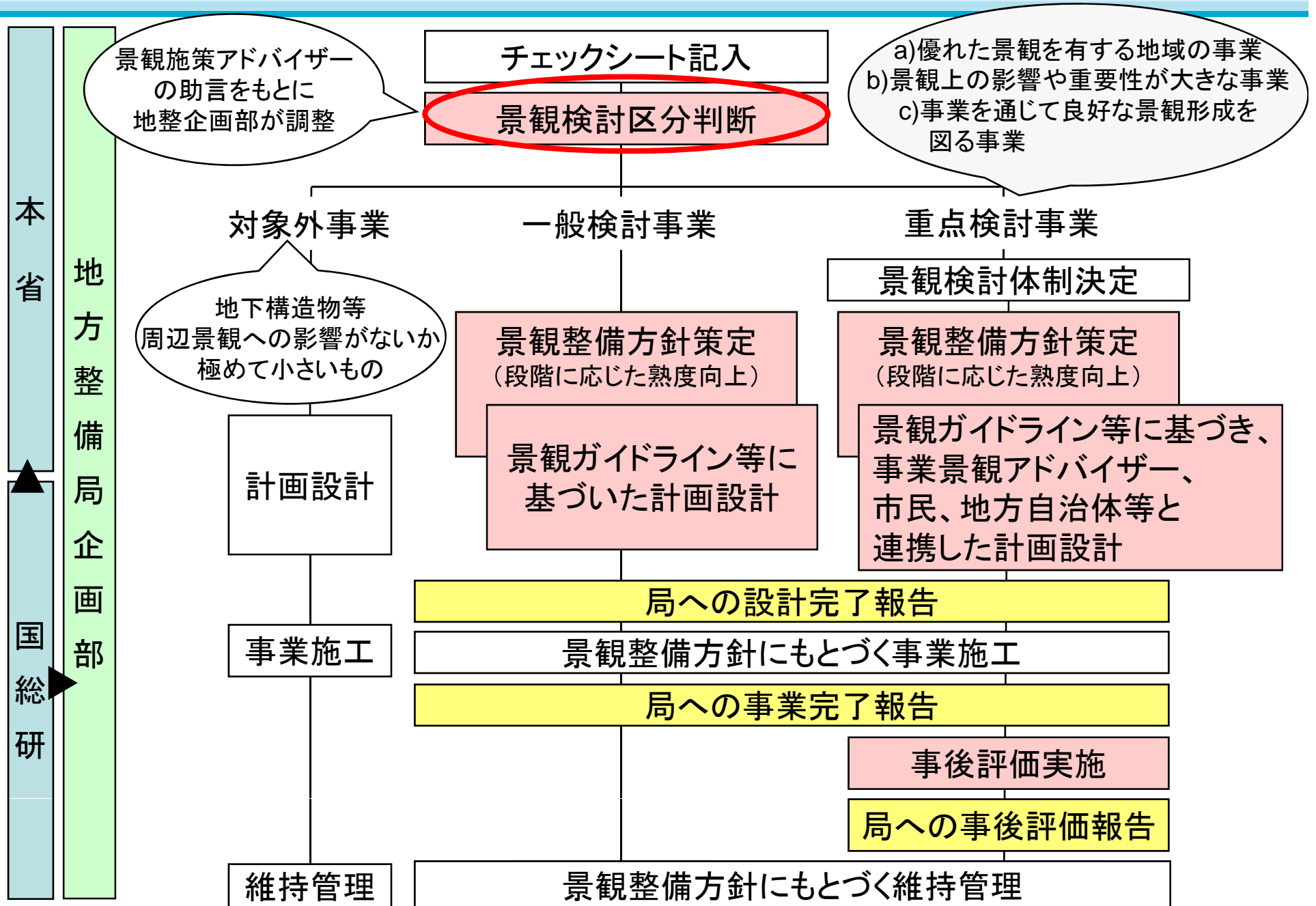
実施時期

- ▶ 事業採択を行う事業単位を基本とする

2. 景観検討の流れ



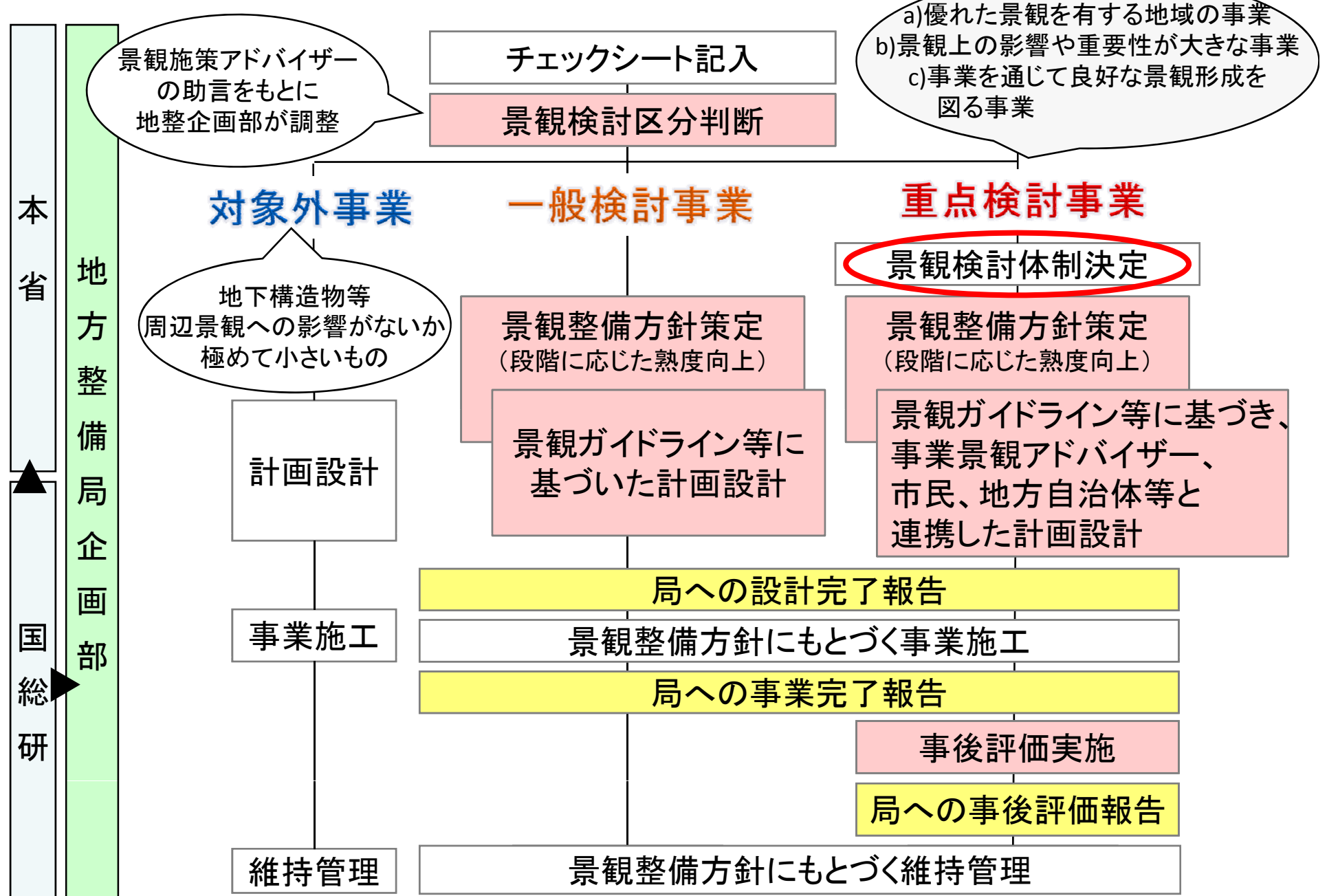
2. ① 景観検討区分の判断



基本方針(案)における「優れた景観を有する地域」

根拠法等	対象地区等
景観法	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域 (景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合) ・景観地区 ・準景観地区 ・地区計画等の区域(景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る) (上記は指定が予定・準備されている場合を含む)
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・認定歴史的風致維持向上計画の重点区域
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)内の特別地域
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種歴史的風土保存地区 ・第二種歴史的風土保存地区
都市緑地法	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区
首都圏近郊緑地保全法	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地特別保全地区
景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の条例により定められた指定地区
世界遺産条約	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産

2. ②検討体制の構築



検討体制の構築

1. 事業景観アドバイザーの任命

- 事業景観アドバイザーは、その専門性を活かし、個別の事業・構造物の計画・設計等について指導・助言を行う。

2. 住民等の意見聴取

- 事務所等は、当該事業における景観形成にあたり配慮すべき事項や景観整備方針や各施設の具体的な規模・形状・配置などに係る情報について、住民等に提供し、住民等の意見や提案を聴取するように努める。
- 情報の提供は、インターネットやアンケート、ワークショップ等の方法により行う。
- 提供する情報は、スケッチパースやフォトモンタージュなど視覚的な表現方法による資料を用いて行う。
- 事務所等は、住民等から聴取された主な意見や提案の内容、景観検討への反映状況について公表する。

3. 地方公共団体、NPO等との連携

- 事務所等は必要に応じて地方公共団体から意見聴取する。
- 当該事業地内またはその近傍で他省庁、地方公共団体、民間事業者等が行う関連事業が存在する場合、一体となった整備ができるよう、必要に応じて協力を依頼する。
- 事務所等は、必要に応じて当該地域の景観形成に資する活動を行うNPO等との連携も考慮する。

事業景観アドバイザー

- ・重点検討事業では当面事業景観アドバイザーを任命
- ・各事業に対して具体的な助言を行う

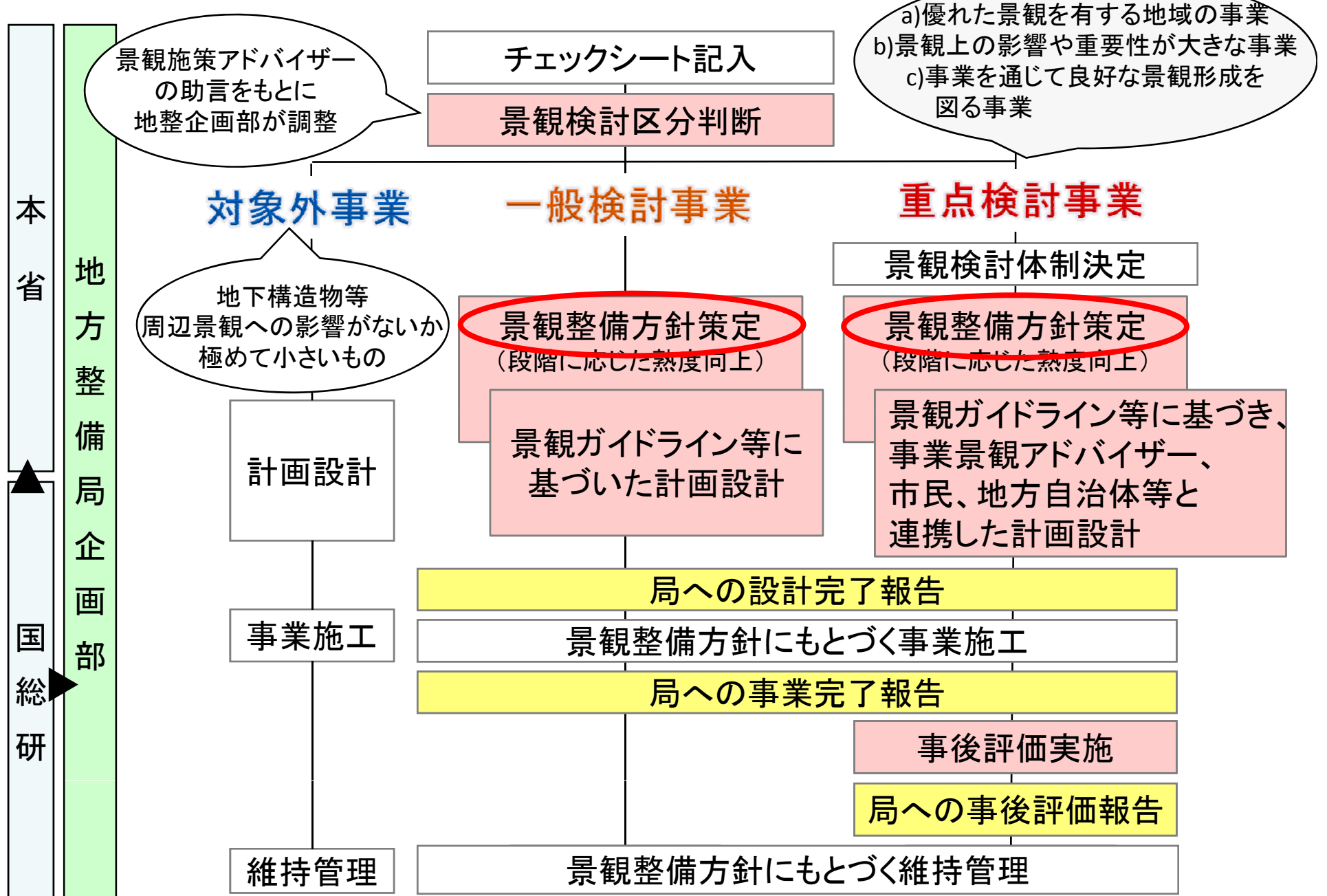
景観施策アドバイザー

- ・整備局等の景観アドバイザー会議を構成
- ・地域全体の景観整備の方向性等を議論
- ・事業の検討区分の判断に関する助言
- ・検討中の事業に対しては今後に関する助言

地方整備局等の企画部

- ・整備局等の直轄事業景観施策のとりまとめ
- ・事業の検討区分判断の調整
- ・事例蓄積・情報共有窓口

2. ③ 景観整備方針の策定



景観施策アドバイザーの助言をもとに地整企画部が調整

チェックシート記入
景観検討区分判断

a)優れた景観を有する地域の事業
b)景観上の影響や重要性が大きな事業
c)事業を通じて良好な景観形成を図る事業

対象外事業

地下構造物等
周辺景観への影響がないか
極めて小さいもの

計画設計

事業施工

維持管理

一般検討事業

景観整備方針策定
(段階に応じた熟度向上)

景観ガイドライン等に基づいた計画設計

局への設計完了報告

景観整備方針にもとづく事業施工

局への事業完了報告

景観整備方針にもとづく維持管理

重点検討事業

景観検討体制決定

景観整備方針策定
(段階に応じた熟度向上)

景観ガイドライン等に基づき、
事業景観アドバイザー、
市民、地方自治体等と
連携した計画設計

事後評価実施

局への事後評価報告

本省
地方整備局企画部
国総研

① 当該事業における景観形成の目標像

対象となる施設や空間を取り巻く周辺景観（環境）

関係性

対象となる施設や空間

② 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方

- ②-1: 周辺の景観等への配慮の考え方
- ②-2: 住民等の利用を考慮した整備の考え方
- ②-3: その他

③ 対象となる施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針

- ③-1: 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方
- ③-2: 細部設計、材料等選定の考え方
- ③-3: コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方
- ③-4: その他

重点検討事業の景観整備方針

景観形成にあたり配慮すべき事項
のとりまとめ



「景観整備方針(重点検討事業版)」
のとりまとめ

▶当該事業周辺の景観や土地利用状況、当該地域における地域景観の目標像、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、景観形成にあたり配慮すべき事項をとりまとめる。

▶「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針(重点検討事業版)」を取りまとめる。

▶事後評価を実施する際に計画段階の検討内容や検討経緯等が適切に伝達できるよう、事業着手前の資料を整理しておくことが望ましい。

①当該事業における景観形成の目標像			
<p>「景観整備方針(重点検討事業版)」とは・・当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるもの</p>			
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方			
②-1:	周辺の景観等への配慮の考え方		
②-2:	住民等の利用を考慮した整備の考え方		
②-3:	その他		
③(①と②を実現するための)施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		評価の項目・尺度	予測・評価手法
③-1:	施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方		⋮
③-2:	細部設計、材料等選定の考え方		⋮
③-3:	コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方		⋮
③-4:	その他		⋮

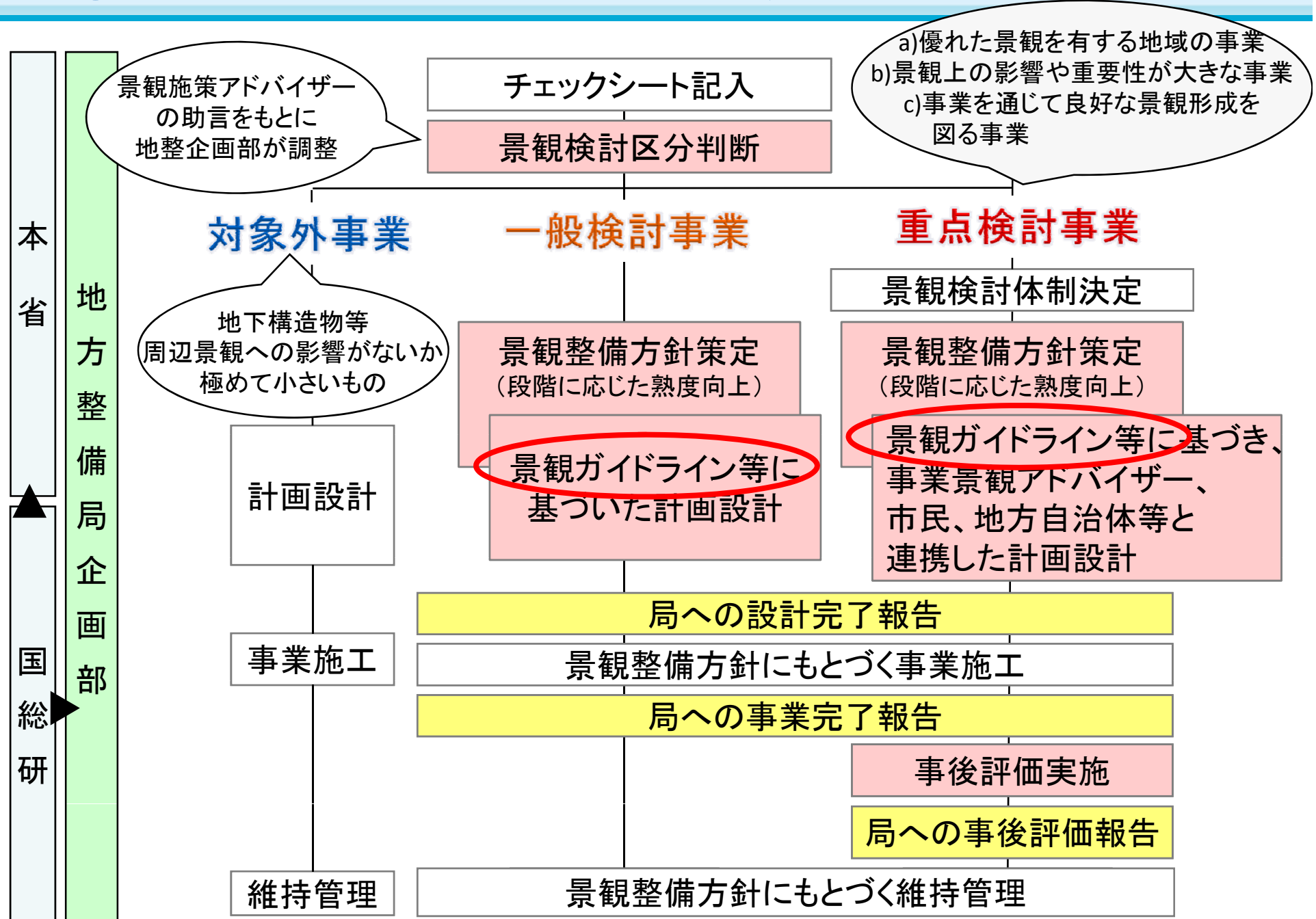
重点検討事業の景観整備方針の設定例

(別表1-1) 景観整備方針の設定例 (重点検討事業版)

(事例：河川護岸の改修及び水辺空間の整備)

①当該事業における景観形成の目標像				
<p>あたかも従前からそこにあったように自然な、そして人々が利用しやすい水辺空間</p>				
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方				
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・自然な水辺空間を創出するため、堤防、高水敷、水際部を一体にとらえ、つながりのある空間とする。(②-1-1) ・従前からそこにあったような水辺空間を創出するため、可能な限り現場から得られる材料を使用する。(②-1-2) 			
②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が利用しやすい水辺空間を創出するため、広く間延びしやすい高水敷等の水辺空間は、人々の活動を考慮して居心地の良いスケールに分節する。(②-2) 			
②-3： その他	(※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。)			
③(①と②を実現するための)施設や空間そのものの景観整備の具体的方針				
施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	評価の項目・尺度	予測・評価手段		
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■形状<②-1-1 に対応> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の水辺らしく一体的なつながりのある水辺空間を創出するため、堤防、高水敷から水際部においてなめらかに連続するアースデザインを行う。(③-1-1) ■規模<②-2 に対応> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間を、人にとって居心地の良いスケールに分節するため、地形の高低差や微妙な起伏をつけたり、既存樹木を高水敷に移植したりする。(③-1-2) ■配置<②-1-1、②-2 に対応> <ul style="list-style-type: none"> ・礫主体の低位盤を親水活動の場、確率的に年に一度水があがる中位盤をピクニック等の休憩の場、それより高い高位盤を園路等の空間と位置づけ、全体を緩やかに結びつつ、水位に応じて水際線の変化と空間利用の多様性を楽しめる地盤高さを設定する。(③-1-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「川(辺)らしい」水辺空間の事例分析や全体模型による検討を行い、予測する。 ・簡易VR(ヴァーチャルリアリティCG)を作成し、様々な位置からの可視範囲、不可視範囲等を確認することにより予測する。 ・コンタ平面図、断面図等を基に、既往の知見及び事例分析により比較しながら検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既往評価 ・作成例等を ・既往アドバまじえ 	
③-2： 細部設計、材料等選定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■アースデザイン<③-1-1、③-1-2 に対応> <ul style="list-style-type: none"> ・アースデザインは、10cm 単位での微地形操作を行い、全体として、自然の流れが作り上げたような水理的に無理のない形に仕上げる。 ■植栽<②-1-2、③-1-2 に対応> <ul style="list-style-type: none"> ・高水敷空間を分節する樹木は、もともと水際に育っていた樹木を移植する。また、高水敷にはもともと株立ち状の樹木が多いことを踏まえ、この脈絡を持たせるため、移植する樹木は数本ずつをまとめて植える。 ■「盤」の詳細<③-1-3 に対応> <ul style="list-style-type: none"> ・高さの異なる盤を結ぶためすり付けを行い、全体に緩やかな勾配を有する一つの斜面とする。 ・ただし、見る場所によっては、地形起伏の凹凸が不可視領域を生み出す箇所を盤の中間に設ける。 ・上記2点より、「連続した1つの斜面」という認識と、「この空間・あそのこの空間」という2つの空間という認識を両立させ、水際線の見え方の変化や空間利用の多様性を創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の川らしさ、自然の地形らしさ ・移植した樹木の自然らしさ ・まとめて植えた樹木が株立ちの既存樹木に対し違和感がないか ・高さの異なる盤の「一体性」と「個別性」の両立 ・自然の川らしい空間となっているか ・水際線の見え方は多様となっているか ・多様な利用を促すような空間となっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・「川(辺)らしい」微地形の事例分析及び模型による検討を行う。 ・「川(辺)らしい」水辺空間の事例を参照し、予測する。 ・「川(辺)らしい」微地形の事例分析及び模型による検討を行う。(ただし、予測に一定の限界があると考えられるため、実際の施工現場においてフォローする。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水理施工段デザイン ・植栽、え、評 ・デザおいてながらインテフォローする。
③-3：コスト削減、費用対効果を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り現場にある材料等を活用し、現場以外から材料を持ち込まないことを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか 	(上記一連の検討成果を用いる)	<ul style="list-style-type: none"> ・既往一等の評価
③-4：その他				

2. ④ 景観ガイドライン等に基づいた計画設計



ガイドライン名	策定期期
「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」	平成16年 5月
「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」	平成17年 3月
「港湾景観形成ガイドライン」	平成17年 3月
「住宅・建築物等整備事業に係る景観ガイドライン」	平成17年 3月
「道路デザイン指針」	平成17年 3月
景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)	平成17年 3月
「海岸景観形成ガイドライン」	平成18年 1月
河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	平成18年10月
「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」	平成19年 2月

各ガイドラインの内容はhttp://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html参照

各分野の景観形成上の特徴

道路

- ・景観検討の実績が他分野に比べて多いことから、景観に配慮した整備が進んでいる。
- ・「道路のデザイン」の考え方を踏まえ、多くの事案に適用することが必要。

河川

- ・治水、生態、水辺利用など、さまざまな機能に配慮しつつ、景観として総合化する体制づくり、ノウハウの蓄積が課題。
- ・モデルプロジェクトなど先進的事例の推進により、景観形成が推進される。

港湾・海岸

- ・複数の構造物や空間全体をトータルに検討する計画が必要
- ・地方自治体の事業と直轄事業との連携等がその糸口

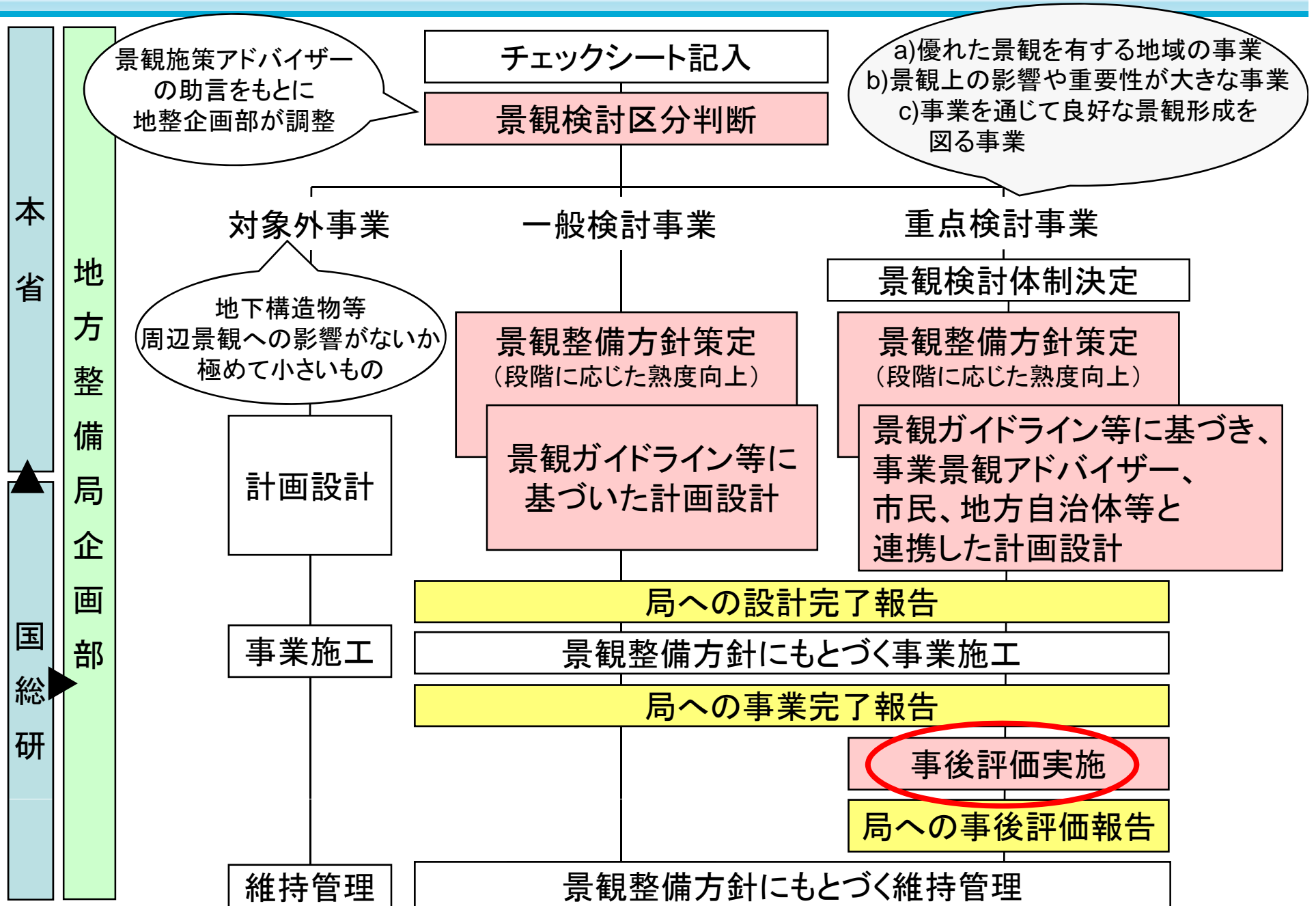
官庁宮繕

- ・すでに試行事業等で景観形成の成果を挙げている
- ・周辺施設や社会基盤との連携により、敷地外の景観形成に寄与することが課題

都市公園

- ・デザインに配慮する考え方はすでに浸透
- ・隣接する施設や社会基盤と連携して地域の景観をより上げるような計画調整が課題

2. ⑤事後評価



景観向上効果に関する事後評価の流れ

調査対象項目の選定

事業特性を踏まえて、調査対象とする景観向上効果の項目を選定

- ▶ 事業景観アドバイザー等に意見を聞く
- ▶ 計画・設計者、当時の担当者へのヒアリングにより、事業実施当時の項目を比較して適切かどうか確認

調査手法の選択

対象とする景観向上効果の項目を勘案して、適切な調査手法を選択

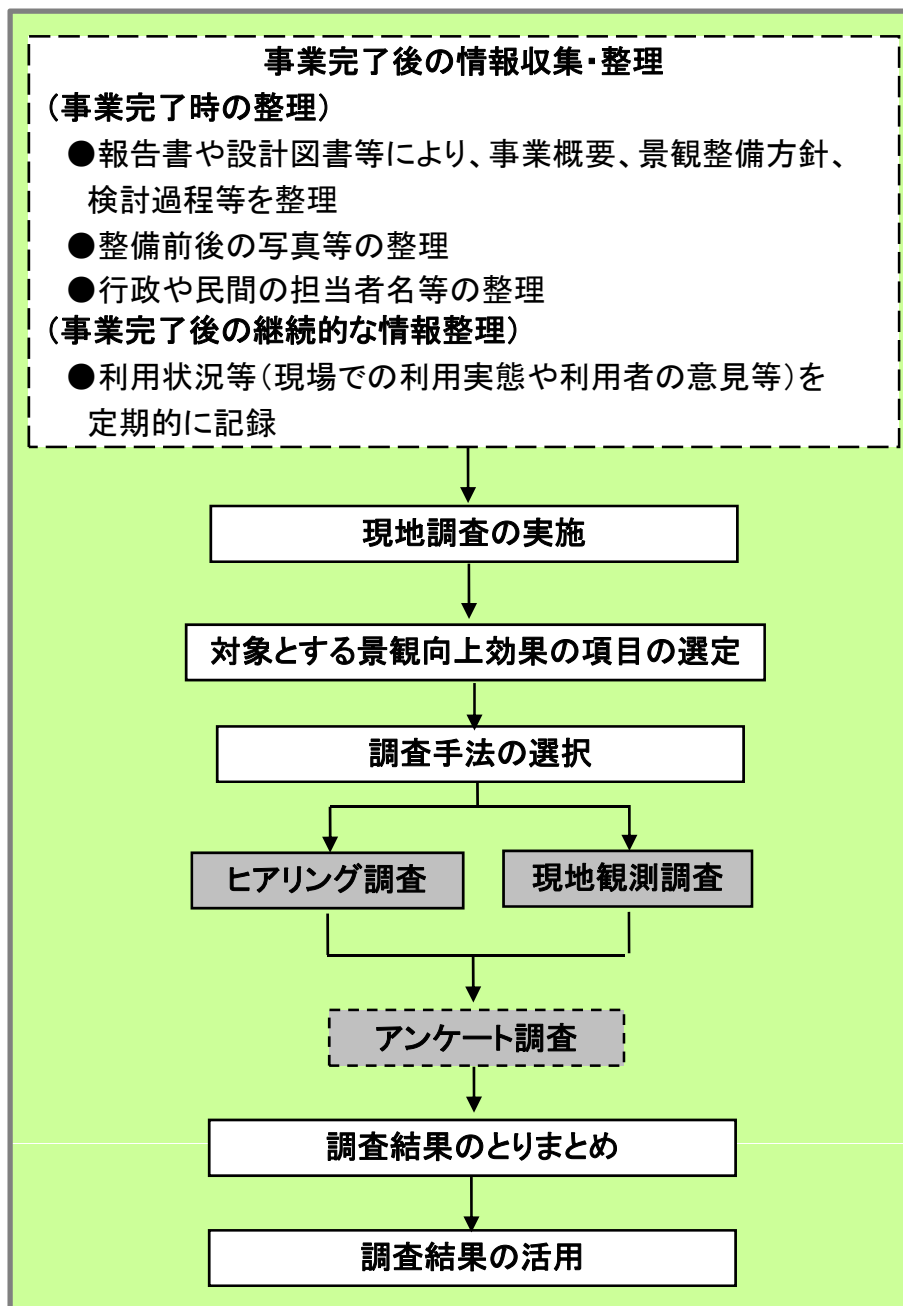
- ヒアリング調査** ▶ 行政関係者、各種団体等、大学等研究機関を対象
- 現地観測調査** ▶ 捉える利用の様態に応じて観測の範囲および方法を設定
- アンケート調査** (より詳細な調査が必要な場合) ▶ 主に地域住民、観光客等の来訪者を対象

調査結果の評価

調査結果をもとに、景観向上効果の発現の有無、具体的内容・程度を評価

景観向上効果が発現したことの判断

- ① ヒアリング調査において、複数のヒアリング対象者から同様の効果を聴取できた場合
- ② 複数の調査手法において、同様の効果が確認された場合
- ③ アンケート調査において、対象事業実施の前後比較により効果の出現を確認した場合
- ④ アンケート調査において、他の項目や類似事例の評価と比較して突出した数字・割合が確認された場合

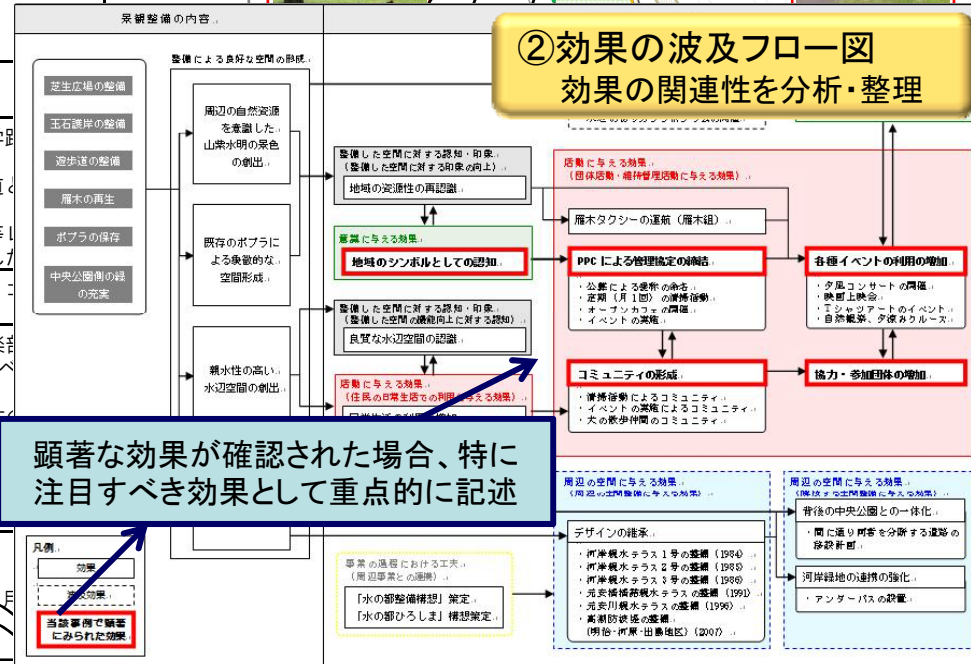


景観向上効果に関する事後評価の流れ

調査結果のとりまとめ

- ① 調査により確認された効果及び波及効果、② 効果の波及フロー図、③ プロット図を標準的な形式とする。

景観整備による効果	具体内容
整備された空間に対する認知・印象	① 整備した空間の機能向上に対する認知 ・ 散歩によい (58%) との評価、休憩に良い (33%) という評価 ・ 様々なイベントに利用されている (16%) との評価
	② 整備した空間の印象の向上 ・ 街と川に一体感がある (57%)、山と川の景色が調和している (31%) との評価→周辺景観との調和や一体感の評価 ・ 川に触れ合える雁木がある (46%)、石積みの護岸に歴史的な雰囲気を感じる (26%) との評価→雁木や護岸の機能や雰囲気の評価 ・ 散歩によい (58%)、休憩によい (33%)、イベント等に利用されている (16%) との評価→利用のしやすさ (機能性) を評価
	③ 親しみ・愛着、誇りの向上 ・ 親しみ、愛着を感じる (68%) との評価 ・ 広島の水辺の中での好きな場所として平和公園界隈に次ぐ2番目の評価
	④ 地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知 ・ 知人が広島に来たら紹介したいと感じる (60%) との評価 ・ 広島顔となる場所と感じる (51%) との評価 ・ ポプラがあることの評価→シンボリックな存在への評価
意識に与える効果	① 親しみ・愛着、誇りの向上 ・ 親しみ、愛着を感じる (68%) との評価 ・ 広島の水辺の中での好きな場所として平和公園界隈に次ぐ2番目の評価
	② 地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知 ・ 知人が広島に来たら紹介したいと感じる (60%) との評価 ・ 広島顔となる場所と感じる (51%) との評価 ・ ポプラがあることの評価→シンボリックな存在への評価
個人の利用に与える効果	① 利用の増加 ② 利用の多様化 ・ 早朝・夕方は、ジョギング・ウォーキング、通勤・通学利用が非常に多くみられた ・ 日中の主な利用は、中心市街地の商業施設等への通り道の徒歩、自転車の利用が見られた ・ 休日の日中は、特に、友人同士や親子連れ、恋人同士等シートを広げピクニック等の滞在する利用が多く見られた
	③ コミュニティの形成 ・ 犬の散歩やウォーキング等毎日利用する人の交歓の場、コミュニティの形成
活動に与える効果	① イベントの開催 ・ PPCによる映画上映会、コンサート、カフェテラス倶楽部オープンカフェ、青空美術館によるTシャツアートのイベント清掃活動等の実施
	② イベントの開催 ・ PPCによる映画上映会、コンサート、カフェテラス倶楽部オープンカフェ、青空美術館によるTシャツアートのイベント清掃活動等の実施



① 調査により確認された効果及び波及効果
確認された効果の具体的な内容を、裏付けとなるデータを用いてわかりやすく整理

顕著な効果が確認された場合、特に注目すべき効果として重点的に記述

景観向上効果に関する波

3. 既存制度との整合

1. 「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」等 住民参加手続きにおける景観の取り扱い

- 当該事業において、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」等に基づき住民参加手続きを行っており、検討の項目に景観を盛り入り込んでいる場合は、住民等の意見聴取や学識経験者等の活用についてはその手続きの中で行うことができる。

2. 既存の景観検討の仕組みの取り扱い

- 事業特性を踏まえ、既に学識経験者等を含む委員会等により景観に関する計画等の検討・策定を行っている場合は、本基本方針(案)に基づき景観検討を行っているものと見なすことができる。

3. 景観法、景観条例等との整合

- 対象事業が景観法に基づき策定された景観計画区域に一部または全てが存在する場合、景観計画に則するものとする。
- 当該事業が景観地区、準景観地区等の一部または全てが存在する場合、その地区の目的、規制内容に則するものとする。

4. 環境影響評価との関係

- 本基本方針(案)に基づく景観検討の中で実施した評価は、環境影響評価の一環として行うものではなく、事業者の自主的な取り組みとして実施するものとする。
- 環境影響評価における景観は、「人と自然との豊かな触れ合い」に含まれる選定項目であり、基本的事項に示される方針に基づき、事業者が調査、予測及び評価を行うものである。これは、本基本方針(案)における景観検討の一部を計画段階において実施しているものである。

1. 景観評価を景観検討の一環として位置づけ

- 良好な景観形成を図るため、景観整備の具体的な方針について適切な評価を実施し、その評価結果を実際の計画・設計等に反映していくことが必要→景観検討の流れの中に位置づける。
 - ・「景観の予測・評価」: 構想～設計段階における合意形成手段
 - ・「景観の事後評価」: 当該事業の改善、類似事業への反映を目的
- 景観評価の景観検討への位置づけにより景観に関するPDCAサイクルを確立
- 「景観評価の基本方針(案)」→「景観検討の基本方針(案)」

2. 対象事業を全ての直轄事業に拡大

- 美しい国づくり政策大綱を踏まえ、全ての直轄事業に基本方針の対象を拡大

【参考】基本方針(案)の改正(H19.3)

3. 景観上の重要度によって事業の景観検討区分を3分類

- 景観検討区分を「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」に3分類
- 「重点検討事業」では、学識経験者を含めた体制による景観検討実施を規定
- 「一般検討事業」では景観ガイドライン等に基づく景観検討実施を規定

4. 景観整備方針によって景観検討の一貫性を担保

- 「景観整備方針」の作成・展開を軸とした景観検討の実施を規定
- 「景観整備方針」の維持管理段階までの継承を規定

5. 景観検討に関する事後評価の適正な実施

- 「重点検討事業」では、事業完了数年後の事後評価実施を規定

6. その他

- 基本方針(案)運用の際、地方整備局等の独自の判断、実施要領等の策定が可能